

## 別紙1 資産維持費について

### ① 決算書上の資産維持費

資産維持費は、水道料金として徴収した年度においては、損益計算書上「当年度純利益」に含まれ、貸借対照表上「利益剰余金」として内部留保されることになる。

### ② 資産維持費の認識に関する状況

現状、損益計算書の「当年度純利益」は、資産維持費として必要であるという説明が不十分なために、住民等の理解が得られず、不必要に高額な水道料金設定となっているという誤解が生じている場合があると考えられる。さらに、水道事業者自身が資産維持費の意味や必要額を十分に認識していない場合もあるのではないかと考えられる。

### ③ 減価償却費との関係性

減価償却費は現金支出を伴わない費用である。計上年度においては損益勘定留保資金となり、資本的収支（いわゆる「4条」）不足額の補填財源とされるため、資産維持費と混同されている場合があると考えられる。

しかし、減価償却費は初期投資を後年度に回収しているに過ぎない。企業債により初期投資を行った場合は、減価償却費として回収された資金が企業債償還に充当されることとなる。いずれにしても、減価償却によっては、企業内に資金が内部留保されることはない。

### ④ 企業債との関係性

昨今の物価高騰、施設の機能向上等により、今後は、同規模更新であっても、過去の投資額より多額の資金が必要になり、投資財源における企業債の割合を従来と同じにしたとしても、企業債の負担額が増大していく可能性が高い。

企業債が多額になると、企業としての財務安全性が低下する。また、人口が減少していく状況においては、償還時の一人当たり負担額が増大していくことが想定される。

したがって、自己財源による投資の割合を向上させることが重要であると考えられる。

### ⑤ 資産維持費の算定

資産維持費を含む水道料金の設定の基礎となる項目は、水道事業者が長期的な収支の試算を行った場合にあつては、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであり、その期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされている（規則第12条第2号及び第3号）。なお、公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」には、資産維持費として、対象資産（将来的に維持すべきと判断される償却資産）に対して3%を標準として計上することとされているので、参考にいただきたい。